

ID: 251

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の工事の検査		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第8条第1項		
例規番号	平成5年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の検査をした場合において、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規程で定める検査済証を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日